

議案第40号

前橋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

令和8年3月3日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査を行うため、前橋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするため、同項の規定により行われた調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、諮問の都度、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員会は、再調査に係る事案の関係者と利害関係を有することその他再調査の中立性を損なう事情が判明した委員又は臨時委員について、当該再調査への関与を禁止することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が再調査の結果を市長に答申する日までとする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬)

第6条 委員長、副委員長、委員及び臨時委員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 再調査に関する業務であって、調査、分析又は報告書の作成に係る業務に従事したものとして市長が認める場合 1時間当たり1万円

(2) 次条の会議に出席する場合における報酬の額は、次のとおりとする。

ア 委員長 1日当たり9,600円

イ 副委員長、委員及び臨時委員 1日当たり8,700円

2 前項の報酬の支給方法については、同項第1号の規定により支給するものにあつては前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第12号）の規定の例により、同項第2号の規定により支給するものにあつては前橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）の規定の例による。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、再調査に係る事案ごとの最初の委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員（議事に関係する臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、再調査に係る事案の関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は当該関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、こども未来部こども支援課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。